

市有財産（土地）随時売払募集要項

- (1)この募集は、市があらかじめ定めた予定価格で最初に申し込みされた方に購入していただきます。
- (2)買受人は受付の先着順で決定しますので、買受人が決定した日で受付を終了します。
- (3)申し込みされる方は、事前にこの募集要項をよくお読みになり、必ず現地を確認してください。

1 売払募集物件

物件 番号	所 在	地 目	地積（㎡）	売払価格（円）	下水道受益者 負担金納付
1	勝山市本町1丁目601番1	宅地	247.33	3,140,000	不要
2	勝山市本町1丁目604番、605番	宅地	437.53	7,280,000	不要
3	勝山市本町1丁目601番5、601番6	宅地	327.63	4,040,000	不要
4	勝山市本町3丁目524	宅地	183.60	2,130,000	不要

※地目、地積については登記簿記載による

2 申込者の資格

- (1) 次の各号の一に該当する者は、申込みをすることができません。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 勝山市職員で当該売払財産に関する事務に従事する者
 - ④ 「民事再生法」（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、「会社更生法」（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われている者
 - ⑤ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
 - ⑥ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
 - ⑦ その他、資格誓約書を提出しない者
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間申込みをすることができません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用することができません。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 買受者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 工事もしくは製造その他についての請負契約または物件の買入れその他の契約を締結した場合において、市職員が契約の適正な履行を確保するためまたはその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事もしくは製造の既済部分または物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督または検査を実施するに当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - ⑥ 上記各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 申込受付

- (1) 申込方法 売り払いによる土地のご購入を希望する方は以下の書類を提出してください。
- ・市有財産（土地）買受申請書
 - ・資格誓約書
 - ・住民票または登記事項証明書
 - ・委任状（代理人に委任される方のみ）
 - ・チェックリスト

- (2) 受付場所 勝山市役所 財政課 契約検査係
勝山市元町1丁目1-1 本庁2階

※郵便、電話、ファクス、電子メールによる申込みは受け付けません。

- (3) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで（土、日、祝休日等の閉庁日を除く）

(4) 留意事項

- ① 共有名義で買受を希望する方は、「市有財産買受申込書」および「資格誓約書」に共有名義全員の氏名、持分を連記し提出してください。
- ② 代理人が申込書を持参する場合は、「委任状」を提出してください。
- ③ 買受申込書の名義で契約および所有権移転登記を行いますので、申込書記入の際には、十分ご注意ください。
- ④ 物件は現状での引渡しとなるので、申込にあたっては必ず事前に物件の現状を確認してください。なお、ご不明な点がある場合はお問合せください。

4 買受予定者の決定

先着順により申請書を受付ます。

提出された申請書の内容を審査した後、売払いが決定します。

5 契約に付す条件

買受者は、市有財産売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対しての一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはなりません。

なお、この条件に違反した場合には、市の定める金額（売買代金の1割）を違約金として市に支払わなければなりません。

6 契約の締結等

買受者には買受け決定通知書を送付しますので、通知を受けた日から **5日以内** に契約を締結していただきます。なお、支払いの方法により、次の手続きとなります。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金を納付する方法

- ① 買受通知書とともに、契約書、納入通知書、登記請求書を送付します。
- ② 通知を受けた日から、**5日以内**（土・日曜・祝祭日を除く。）に納入通知書により勝山市が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で売買代金全額を納入してください。
- ③ 売買代金を納入した領収書、押印した契約書（1通のみ収入印紙添付）、印鑑証明書（3ヶ月以内のもの）、登記請求書および登録免許税（収入印紙）を添えて、勝山市役所財政課契約検査係（本庁2階）へお持ちください。

なお、期限までに契約を締結されない場合、申込みは無効となりますのでご注意ください。

（注）売買代金の分割納付はできません。

(2) 売買契約締結から 30 日以内に売買代金を納付する方法

- ① 通知書とともに、契約書を送付します。
- ② 通知を受けた日から 5 日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に押印した契約書（1 部のみ収入印紙添付）および印鑑証明書（3 ヶ月以内のもの）を勝山市役所財政課契約検査係（本庁 2 階）へお持ちください。
- ③ 売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上を納付していただきます。
- ④ 売買契約締結の日から起算して 30 日以内に納入通知書により勝山市が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で契約保証金とは別に売買代金全額を納入してください。（契約締結時に納入通知書と登記請求書をお渡しします。）
- ⑤ 売買代金を納入した領収書、登記請求書および登録免許税（収入印紙）を添えて、勝山市役所財政課契約検査係（本庁 2 階）へお持ちください。

なお、30 日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は市に帰属することになります。

（注）売買代金の分割納付はできません。

（3）契約条項については、市有財産売買契約書のとおりでのご熟読ください。

7 所有権の移転等

（1）売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
（現地での引渡しは行いません。）

（2）所有権の移転登記は、物件の引渡し後、市が直接行います。

売買契約書（市保管のもの 1 部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結および履行に必要な一切の費用は、買受者の負担となります。

（注）物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。

（現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。）

8 契約不適合責任

買受人は、売買契約の締結後に、引き渡された売買物件に関して契約の内容に適合しないこと（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものも含む）を理由して、目的物の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完の請求、代金減免の請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできないものとします。ただし、落札者が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合は、売却物件の引渡しの日から 2 年間に限り可能です。